

警告書の発出を行った業者一覧

特定目的会社でない者は、資産の流動化に関する法律第15条第3項の規定により、その名称又は商号中に特定目的会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこととなっておりますが、下記の業者は、特定目的会社でないにもかかわらず、名称又は商号に「特定目的会社」という文字を用いている違法業者ですので、くれぐれもご注意ください。

平成23年8月22日現在

No	業者名	所在地	備考	掲載時期
【関東財務局分】				
1	合同会社薩州鉱山	所在不明	販売する「鉱物担保証券」に「特定目的会社合同会社薩州鉱山」と記載している。 【注】「薩」の字は、「文」の部分が「立」。	平成23年8月
2	合同会社天然資源開発コンサルティング	所在不明	販売する「鉱物担保証券」に「特定目的会社株式会社日本マイニングセキュリティーズ」と記載している。	平成23年8月